

## 第2章 公的年金財政及び財政検証・財政再計算の枠組みの検証

### 1 財政検証・財政再計算の基本方針

平成26年財政検証・財政再計算における各制度の基本方針は、図表2-1-1及び図表2-1-2のとおりである。

#### (1) 財政検証・財政再計算の目的

##### ① 厚生年金及び国民年金

財政検証を実施する目的は、直近の人口や社会・経済情勢を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成16年改正法に基づき、

- ・長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）
- ・給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の充分性）

を調べ、年金財政の健全性の検証を行うもの、とされている。

検証の具体的内容としては、

- ・保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後概ね100年間における見通しを作成すること
- ・当該期間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること
- ・マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなると認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること
- ・マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること
- ・上記の諸見通しを公表すること

とされている。

##### ② 国共済、地共済及び私学共済

今回の財政再計算を実施する目的は、被用者年金制度の一元化を前提とした財政の見通しを作成し、平成27年10月の被用者年金制度の一元化前までの保険料率を算定することとされている。

保険料率の具体的算定対象期間は、

- ・国共済及び地共済は平成26年9月から平成27年9月まで
- ・私学共済は平成27年4月から平成27年9月まで

とされている。

## (2) 財政検証・財政再計算の根拠

### ① 厚生年金及び国民年金

厚生年金及び国民年金の財政検証は法令に基づき実施されている。詳細は、参考資料IVに記載のとおりである。

財政検証の実施自体は、厚生年金は厚生年金保険法第2条の4、国民年金は国民年金法第4条の3に規定されている。また、財政検証結果に基づきマクロ経済スライド調整期間の開始年度及び終了年度を政令で定めることが、それぞれ厚生年金保険法第34条及び国民年金法第16条の2に規定されている。

平成26年財政検証においては、平成21年財政検証後の社会保障と税の一体改革により成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）（以下、この章において「被用者年金一元化法」という）等の内容を反映して財政見通しが作成されている。

この他、法令通知等により明文化されていない事項として、既裁定者の年金の水準が過度に低下しないための措置（いわゆる「8割ルール」）<sup>1</sup>を踏まえて検証作業が実施されていることが挙げられる。

### ② 国共済、地共済及び私学共済

各共済制度の財政再計算は法令等に基づき実施されている。詳細は、参考資料IVに記載のとおりである。

財政再計算実施の主規定は、国共済は国家公務員共済組合法第99条第1項、地共済は地方公務員等共済組合法第113条第1項、私学共済は日本私立学校振興・共済事業団共済規定第26条の2第1項となっている。さらに、国共済では国家公務員共済組合法施行令第12条第2項の規定並びに当該規定に基づく平成26年財政再計算では「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」（平成26年5月27日財計第1849号）、地共済では地方公務員等共済組合法施行

<sup>1</sup> 現行制度は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価の水準に応じて改定されるが、既裁定年金の水準が新規裁定年金の水準の8割を下回る場合には、その時点において、既裁定年金について賃金の水準を基本とした改定を行うために必要な措置を講じることとされている。同ルールについては、平成11年11月17日の衆議院厚生委員会及び平成16年6月1日の参議院厚生労働委員会における当時の厚生大臣若しくは厚生労働大臣による答弁の中で説明されている。

令第28条第3項及び第7項の規定並びに当該規定に基づく平成26年財政再計算では「地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」（平成26年5月27日総行福第209号）により実施されている。

財政再計算時においては被用者年金一元化法施行前であったため、これらの根拠法令等の規定は同法施行前のものである。しかし、公布済みの法律の施行を前提とすること、との制度所管省からの通知等による指示により、再計算は被用者年金一元化を前提として実施されている。なお、被用者年金一元化法施行後は、各共済制度が1・2階部分及び廃止される旧職域年金部分に係る独自の保険料率を計算する必要がなくなることから、従来 of 諸規定に基づくこれらに係る財政再計算は今回が最後ということになる。

### （3）財政検証・財政再計算において求められる結果

#### ① 厚生年金及び国民年金

財政検証において求められる結果としては、厚生年金及び国民年金それぞれについて、今回は平成122（2110）年度まで推計した財政見通しとされている。

つまり、平成122（2110）年度始の積立金が同年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った見通しを作成することとされている。

#### ② 国共済、地共済及び私学共済

国共済及び地共済の財政再計算において求められる結果は、平成27年10月以降の1・2階部分及び旧職域年金部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示す財政見通しを作成することとされている。

私学共済の財政再計算において求められる結果は、平成27年10月以降の1・2階部分及び独自財源における旧職域年金部分・軽減保険料に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示す財政見通しを作成することとされている。

図表 2-1-1 財政検証の基本方針

<p>国 民 年 金 厚 生 年 金</p>	<p>平成16年改正で保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも5年に1度、「財政の現況及び見直し」を作成する財政検証を行うこととされた。</p> <p>厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね100年間における見直しを作成すること。</li> <li>② 今後おおむね100年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること。</li> <li>③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。</li> <li>④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見直しを作成すること。</li> <li>⑤ ①及び④の見直しを公表すること。</li> </ol> <p>すなわち、財政検証は、おおむね100年間の財政均衡期間の収支の見直しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見直しとなる時に、給付水準の調整を終了することとなる。</p> <p>このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見直しを作成することにより、平成16年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見直し（給付の十分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。</p> <p>また、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>なお、財政見直しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間のおおむね100年にわたり、今回は平成122(2110)年度まで推計したものであり、平成122(2110)年度始の積立金が平成122(2110)年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見直しを作成している。</p>
--	---

図表 2-1-2 財政再計算の基本方針

<p>国 共 済</p>	<p>被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、平成27年10月の一元化前までの保険料率（掛金率及び負担金率）を算定することが、今回の財政再計算の目的である。                  財政再計算に関しては、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第99条第1項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条及び「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の計算について」（平成26年5月27日財計第1849号）において定められている。                  制約条件としては、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の財政単位の一元化が図られていること及び平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一されることを前提として保険料率の見通しを作成し、経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）並びにマクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金の平成26年財政検証における前提と同様にすることとされている。                  財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとで概ね百年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。                  財政見通しを作成する対象は、平成27年10月以降の厚生年金部分及び旧職域部分であり、この厚生年金部分及び旧職域部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>
<p>地 共 済</p>	<p>平成27年10月の被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、一元化前までの保険料率を算定することが、今回の財政再計算（平成26年財政再計算）の目的であった。                  財政再計算の法令・通知上の根拠は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条第1項（平成27年10月1日施行前のもの）の規定等により、再計算を行う年以降おおむね100年間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること及び再計算を少なくとも5年度ごとに行うこと等が定められている。                  制約条件としては、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の財政単位の一元化が図られていること及び平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月以降、職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金保険の保険料率に統一されること並びに経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）、マクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金保険の平成26年財政検証における前提と同様にされていることである。                  財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとでおおむね100年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。                  財政見通しを作成する対象は、平成27年10月以降の厚生年金保険部分及び旧職域部分であり、この厚生年金保険部分及び旧職域部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>
<p>私 学 共 済</p>	<p>被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、平成27年10月の一元化前までの掛金率を算定することが、今回の財政再計算の目的である。                  財政再計算に関しては、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（文部科学大臣認可）に定められている。                  制約条件としては、平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一されることを前提として保険料率の見通しが作成され、経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）並びにマクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金の平成26年財政検証における前提と同様にしている。                  財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとで概ね百年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。                  財政見通しを作成する対象は、平成27年10月の積立金仕分け後の厚生年金部分及び独自財源である。厚生年金部分及び独自財源における旧職域部分・軽減保険料に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>

## 2 財政方式の考え方

### （1）厚生年金及び国民年金

財政方式の考え方として、まず、長期的な年金財政の均衡については、平成16年改正後は、将来にわたるすべての期間を視野に入れ財政均衡を考える永久均衡方式ではなく、概ね100年で財政均衡を図る有限均衡方式によることが法律上規定されている。平成26年財政検証においては、具体的には、平成122（2110）年度始の積立金が同年度の支出の1年分となるような財政見通しを作成している。

また、開放集団方式か閉鎖集団方式かについては、将来の新規加入被保険者を見込むことから、開放集団方式となっている。

## (2) 国共済、地共済及び私学共済

各共済制度も、1、2階部分については有限均衡方式であり、将来の新規加入被保険者を見込むことから、厚生年金及び国民年金と同様開放集団方式となっている。しかし、旧職域年金部分は平成27年10月以降に新規加入被保険者が発生しないことから、閉鎖集団方式となっている。

図表 2-3-1 財政方式の考え方

厚国 生民 年 年金	平成16年改正前においては、給付水準があらかじめ決められた中で、保険料（率）をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。しかし、平成16年改正以降においては、将来の保険料（率）があらかじめ固定されている中で、将来の給付水準がどの程度となるのかという見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点となっているところである。長期的な年金財政の均衡については、将来にわたる全ての期間を視野に入れ財政均衡を考える永久均衡方式ではなく、一定期間で区切って財政均衡を考える有限均衡方式により財政運営を行い、法律上、財政均衡を図る期間はおおむね100年間となっている。 今回の財政検証では平成122(2110)年度までを財政均衡期間とし、平成122(2110)年度の積立金の規模を支出の1年分として将来見通しを作成した。 なお、上記のことから開放集団方式により財政見通しを作成している。
国 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。 前回再計算までは、給付水準の元となる経済前提やマクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一することとなった。 現行の1・2階部分である厚生年金部分については、今後も新たな加入者が見込まれることから開放集団方式により財政見通しを作成している。 一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新たな加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。
地 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。 前回の再計算（平成21年財政再計算）までは、給付水準の元となる経済前提、マクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金保険に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により経過措置を設けて、厚生年金保険の保険料率に統一することとなった。 1・2階部分である厚生年金保険部分については、今後も新たな加入者が見込まれることから開放集団方式により財政見通しを作成している。 一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新たな加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。
私 学 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。前回再計算までは、給付水準の元となる経済前提やマクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分は廃止し、現行の1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一することとなった。現行の1・2階部分である厚生年金部分については、今後も安定した加入者数が見込めることから開放集団方式により財政見通しを作成している。一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新規加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。

## 3 財政構造で留意すべき点（共済除く）

厚生年金及び国民年金における財政構造で留意すべき点としては、図表2-4-1にあるように、まず、国民年金と厚生年金のそれぞれで財政均衡を図る必要があるため、1階部分と2階部分とで給付水準調整期間が異なってきていることが挙げられる。このことは、厚生年金の安定性を検証する上で国民年金の安定性の検証も併せて行う必要性につながっている。

また、財政検証における財政見通しは基礎年金交付金が収入、支出双方から控除

されて示されている。このことは、財政見通し上の収入額及び支出額が実際の収入額や支出額と異なることを示しており、特に収支実績との比較等においては注意が必要となる。

図表 2-4-1 財政構造で留意すべき点

厚 生 年 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。そのため、国民年金財政が均衡するように基礎年金の調整期間を設定した上で、報酬比例年金も含めて厚生年金財政が均衡するように、報酬比例年金の調整期間を設定している。</li> <li>・ 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。</li> </ul>
------------------	--

今回は被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しが作成されているが、基礎年金交付金と同様に、一元化後に導入された厚生年金交付金及び厚生年金拠出金も収入、支出双方から控除されて示されていることにも注意が必要である。

以上のように、収入、支出双方から控除されている項目があるが、これらは実態を理解する上で必要であることから、公的年金の財政見通しの作成においては、できるだけすべての収入、支出項目が明らかになるよう明示されることが望まれる。